

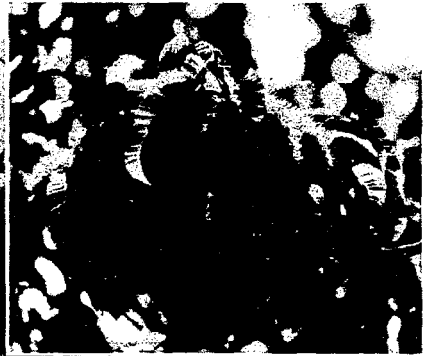
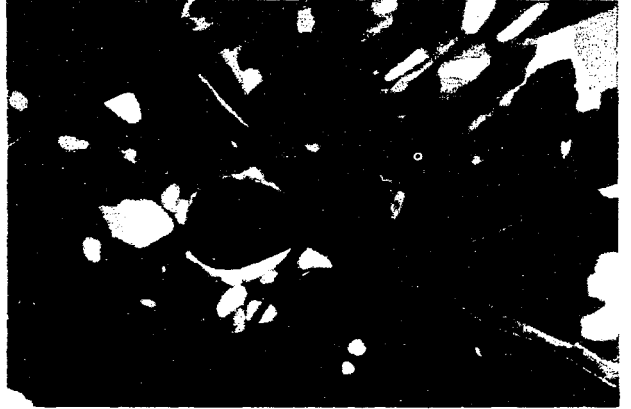
# にしかわ 広報

1977

10/10

第195号

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



食欲の秋がやってきました。野菜や果物に季節感はなくなりませんが、道端で見かけるカキの色つき、町に出回り始めたミカンの暖かい色は、天然の恵みを感じずにはいられません。冬眠する前のクマはクリやカキ、ドングリなどの実をたくさんたべてからだにじゅうぶん脂肪をつけ、冬の寒さに耐えられるカロリーを蓄えると聞きます。私たち人間も秋になって食欲を感じるのは、昔々に捨て去った「野性」がよみがえってきて、クマ同様にカロリー貯蓄をするのでしょうか。いずれにしても涼しくなって胃の調子もよくなつたからといって暴飲暴食をしないよう気をつけましょう。

北海道産の晩生ジャガイモ、メイクイン種や男爵イモが出盛ってくるのもこのころです。皮も薄く、ふかしてホッコリとしたところにバターをつけて食べる味は格別、何となく気持ちも暖かく豊かにしてくれる味といえるでしょう。

# 九月定例議会 第三回定例会 終る

町議会第三回定例会は、九月二十四日招集され、提出された各議案をいずれも原案どおり可決し、同月二十九日閉会しました。

## 本会議の あらまし

○第一日目(九月二十四日)  
会議録署名議員を指名し、会期を二十九日までの六日間と決定しました。  
つづいて、町長提出議案を一括して議題とし、提案理由の説明が行われました。(出席議員二十一名)  
○第二日目(九月二十七日)  
六名の議員から、町政に対する一般質問(事前に質問事項を理事者に通告してある事項)が行われました。(出席議員二十一名)  
○第三日目(九月二十八日)  
前日に引き続き二名の議員が町政に対する一般質問を行い、つづ

いて、いままでの質問事項に関連した事項について各議員から質問が行われました。  
次に、議案審議を行い、一般会計補正予算(第八号)ほか十件をそれぞれ原案のとおり可決または承認しました。(出席議員二十一名)

○第四日目(九月二十九日)  
まず、水道事業及びガス事業会計の補正予算の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。  
つづいて、昭和五十一年度水道事業会計及びガス事業会計の両決算の審議を行い、提出のとおり認定することに決定しました。  
次に、町長から追加提出された監査委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を受けたのち審議を行い、同意することに決しました。  
次に、議員提出議案(意見書二件)の審議を行い、二件とも原案どおり可決して、閉会しました。(出席議員二十一名)

## 今期定例会で 議決された議案

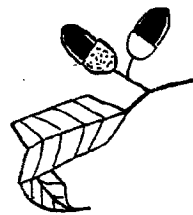
- ☆町長提出議案
- 町長専決処分について(昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第六号))(承認)
- 町長専決処分について(昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第七号))(承認)
- 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称変更および規約の変更について(原案可決)
- 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更について(原案可決)
- 新潟県町村村職事務組合の規約の変更について(原案可決)
- 新潟県自治会館管理組合規約変更について(原案可決)
- 新潟県消防団員等公債組合の規約の変更について(原案可決)
- 新潟県交通災害共済組合規約変更について(原案可決)
- 西川町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部改正について(原案可決)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について(原案可決)

- 昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第八号)(原案可決)
- 昭和五十二年西川町水道事業会計補正予算(第二号)(原案可決)
- 昭和五十二年西川町ガス事業会計補正予算(第二号)(原案可決)
- 決算の認定について(昭和五十二年西川町水道事業会計、西川町ガス事業会計)(認定)
- 監査委員の選任について(同意)
- ☆議員提出議案
- 国民健康保険制度の改善強化に関する意見書(原案可決)
- 老人医療費の有料化反対に関する意見書(原案可決)

## 補正予算の あらまし

このたびの補正予算は、福祉会館建設工事を単年度工事に變更したための経費及び国庫補助金の内定による経費の補正等を行いました。  
補正額は一億二千九百五十四万四千円となり、補正後の予算総額は十五億八千六百八十九万九千円となりました。  
なお、補正された主なものは次のとおりです。  
下組部落集会所建設費補助金

- 住民福祉会館建設費 三〇万円
- 成人病検診委託料(胃部検診) 一億一五四万円追加
- 三二万円追加
- 巻町外三ヶ町村衛生組合負担金 二九九万円追加
- 昭和五十一年度県営広域関連農道整備事業負担金 五〇万円
- 押付地区農道舗装事業調査委託料 六七万円
- 農道舗装工事 六七万円減額
- 西部幹線排水路八枚橋橋りょう工事費負担金 一四四万円
- 通学歩道新設工事 三一一万円
- 町道突角改良工事 一〇〇万円
- 町道拡幅用地購入費 一八五万円追加
- 非常勤消防団員退職報償負担金 六九万円追加
- 六九万円追加
- 中学校費 備品購入費
- 産業教育備品六〇万円追加
- 給食調理員の配置に伴う人件費の補正
- 小学校費 一八九万円減額
- 中学校費 一八九万円追加



# 国民健康 保険税



○国民健康保険制度は国の社会保険体系の一環として位置づけられており、現在の国民健康保険法は昭和三十三年に旧法を廃して新たに制定されました。

この改正により、昭和三十五年度中に全市町村が国民健康保険事業を実施しなければならぬこととされ、昭和三十六年四月から国民健康保険が実施されることになりました。

国民健康保険は、市町村及び特別区又は国民健康保険組合に事業実施義務が課せられており、社会保険及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことになっております。

国民健康保険税は、これ等国民

健康保険事業の経費に充てるために課税する目的税で、受益者負担的なものといえます。  
国民健康保険税の総額は、療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額見込額から一部負担金見込額を引いた額の百分の六十五以内とされており、こうして算出された税額を更に所得割額四〇パーセント、資産割額一〇パーセント、被保険者均等割額三五パーセント、世帯別平等割額一五パーセントの割合であん分して課税します。

この税の納税義務者は、国民健康保険の被保険者である世帯主です。なお、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、その世帯内に被保険者がいる場合は納税義務者となります。  
また、国民健康保険税の税額が一七万円以上になると、一七万円を超えた額は課税しないことになっています。

国民健康保険税にはその他に減額制度と月割制度があります。  
減額制度は、所得が一定額(二〇万円、十五万円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を六割又は四割を減額することになっています。

月割制度については、被保険者が社会保険へ加入したとき、社会

# 老後は 大丈夫 ですか

保険をやめたとき・転入・転出・出生・死亡等の時には、その事由によって税額を月割で増減する制度です。

- 昭和五十二年の国民健康保険税のあん分率(税率)は、次のとおりです。
- ・所得割額 総所得金額の百分の三・三三
- ・資産割額 土地及び家屋に係る固定資産税額の百分の三・一五
- ・被保険者均等割額 被保険者一人について九、五四二円
- ・世帯別平等割額 一世帯について一六、〇六九円

なお、実際の計算にあたっては減額制度の適用を受ける世帯等がありますので、詳しくは役場税務課住民税係へおたずねください。

※納期は、六月・八月・十月及び翌年の一月になっています。  
※保険税は納期内に納めるようご協力をお願いします。

最近、サラリーマンの奥さんの間で国民年金に対する関心が急速に高まっています。  
これは、わが国も欧米のように核家族化や長寿といった生活環境の変化の中で、サラリーマンの奥さんが老後の頼りになるのは「年金」と考えたからでしょう。

わが国では二十歳以上の人はすべて、国民年金や厚生年金および各種共済組合などの公的年金と呼ばれるいずれかの年金制度に必ず加入する「国民皆年金」の仕組みがとられています。

しかし、サラリーマンの奥さんはご主人が勤務先で加入している公的年金から、将来老齢年金などが支給されるために国民年金の「義務加入」の対象になっていませんが、希望(任意加入)すれば国民年金に加入できる道が開かれています。

国民年金の老齢年金を受けるには原則として保険料を二十五年掛けることが必要ですが、サラリーマンの奥さんの結婚期間(任意加入できた期間)については「国民年金の加入期間(ただし、年金額の計算には含まれません)」とみなされます。

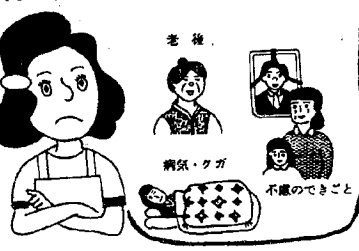
また、結婚以前に一年以上の厚生年金の加入期間があれば、その期間も二十五年の期間に算入され

奥さんが国民年金に加入されれば、夫婦そろって老齢年金を受けられますし、まさかの時には奥さんに障害年金や母子年金などが支給されます。

国民年金保険料は一ヶ月二二〇〇円(五十三年度四月から二七三〇〇円)で、より高額の年金を希望される場合は付加保険料一ヶ月四〇〇円を合せて掛けることができます。

掛けた保険料は、すべて社会保険料としてご主人の所得税の控除対象となりますのでお忘れなく。こうしてみますと、国民年金は奥さんにピッタリな年金と言えます。奥さんが国民年金に加入して将来に備えましょう。

## 何か頼りになるものないかしら



# 所得税の 予定納税は

## —11月30日まで—

所得税第二期分の予定納税は、十一月一日から三十日までの間に納めていただくことになっております。納めていただく金額は、六月に皆さんのお手元に通知してありますから、忘れずに納税してください。

### ▽予定納税の減額は

次のような事情により、前年に比べて今年の所得が大幅に減ると見込まれる方(昭和五十二年十月三十一日の現況による)は、予定納税額を減額する手続きがあります。十一月十五日までに申請書を税務署に提出して承認を受けてください。

- ① 廃業・休業・転業・失業などの場合
  - ② 地震・風水害・火災などの災害や、盗難にあった場合
  - ③ 業況不振になった場合
- このほか多額の医療費を支払ったとか、結婚や出産などによって配偶者・扶養などの所得控除が受けられることとなった場合も同様です。

▽便利な振替納税  
所得税の便利な納税方法として振替納税制度があります。この制度を利用しますと、電気料や水道料などと同じように銀行などの預金口座から自動的に納税することができ、納税の手数が省けます。振替納税を利用しようとする方は、「預貯金口座振替依頼書」と「納付書送付依頼書」を、預金口座のある金融機関又は税務署に提出してください。

### ▽税を知る週間

(十一月十一日～十七日)

税金は、皆さんの日常生活の中でいろいろな面にかかりあいて持っています。そこで、生活と深いつながりを持っている税金について皆さんにその行方や仕組みを正しく理解していただくため、十一月十一日から十七日まで「税を知る週間」が実施されます。

この期間中、税務署では巡回税務相談・座談会・租税教室など各種の行事を行います。皆さんもこの機会に大いに税の知識を吸収してください。

なお、税についての相談は「税を知る週間」中に限らず、いつでも皆さんの税務相談に応じております。お気軽に税務署、税務相談室をご利用ください。  
代表電話〇二五六七二二二三

## 合同相談所開設

行政・心配ごと・民生・人権擁護・役場事務

10月17日から全国一斉に行政相談週間が始まります。税務署・法務局・郵便局などの国の仕事、県や町の仕事、国鉄、電々公社などの仕事で……  
▷ テキパキやっつけられない  
▷ 不親切な扱いを受けた  
▷ 納得できない  
▷ どうしてよいかわからない  
▷ どうしてほしい

……などの苦情や相談、意見をお持ちの方は、行政相談員にお申し出ください。

町では、10月17日に行政・心配ごと・民生・人権擁護・役場事務の合同相談所を開きます。家庭のこと・心配ごと・人権擁護のことなどについて、それぞれの相談員が相談に応じます。

- 相談は無料で、内容の秘密は固く守られます。
- ▷ とき 10月17日午後1時30分から4時まで
  - ▷ ところ 老人いこいの家「西川荘」
  - ▷ 相談員
    - 広井 良峰氏 (行政)
    - 内藤 恵知郎氏 (民生)
    - 植木 忠平氏 (人権擁護)
    - 高井 熊雄氏 (心配ごと)
    - 丹羽 隆清氏 (心配ごと)
    - 石黒 幸十郎氏 (役場事務)

※毎月末日(日曜・祭日の場合はその前日)に行われている行政事務相談は、10月に限り17日に繰り上げて行います。

## 人権擁護相談は10時から

次のことでお困りの方に人権相談を行います。相談は無料で、他にもれることは絶対にありませんので、お気軽においでください。

- ▷ ところ 西川町老人いこいの家「西川荘」
- ▷ 内容
  1. いやがらせ・むごい扱い・不当な差別・名誉信用の侵害等の人権問題。
  2. 借地・借家・その他、民・刑事の法律問題。
  3. 資力に乏しいため訴訟で解決をはかれないとき等の法律扶助問題。

五五 「メイコのくらしと税金」  
茶の間の人気者、中村メイコさんが税のテレビ番組に登場し、日常生活に深い税金の知識や税金の使いみち等、税のしくみをおかりやすく解説してくれました。  
日ごろ税金は難しいなと思っている方はぜひご覧になって、税の知識を深めてください。  
放送は毎週土曜日に次の放送局から放送されます。  
どうぞご期待を。  
◎番組放送(十月～三月)BSN  
新潟放送で午前十時四十五分から十五分間。

## 赤い羽根共同募金

### —10月1日から—

赤い羽根共同募金につきましては、毎年多くの方々のご善意と暖かいご協力により大きな成果を収めて参りました。今年も10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金が行われております。赤い羽根は助け合いの心、お互いが暖かく思いやり、いたわりあう心を表わしたものです。  
当町の今年の募金目標額と昨年の実績は表のとおりです。  
A配分は県へ、B配分は各町村に配分され使用されます。  
B配分として集ったお金は次のように生かしたいと思っております。

- ▷ 施設等に入所している人の為に 369,000円
  - ▷ 在宅寝たきり老人等の為に 215,000円
  - ▷ 在宅重度身障者等の為に 201,000円
  - ▷ 一般福祉活動の為に 151,000円
  - ▷ 合計 978,000円
- みんなて明るい町・明るい社会をつくって行くために、ご理解とご協力をお願いします。

(共同募金会西川町分会)

	51年度目標額	51年度実績額	52年度目標額
A配分	173,200円	173,200円	195,000円
B配分	845,000	978,448	978,000
計	1,018,200	1,151,648	1,173,000

# お宅の ストーブは……

## —自動消火装置 がついてますか?—

このほど消防法の改正が行なわれ、みなさんご家庭で使用されている石油ストーブはすべて、自動消火装置の装備されたものなければ使用できないことになりました。

この装置は、ストーブが一定の角度まで傾斜したり、または転倒したとき自動的にストーブの火が消える装置です。

▽消防法及び火災予防条例の規定により、自動消火装置のついた耐震性石油ストーブの使用が義務づけられる時期は……

いままでの石油ストーブ(耐震性でないもの)は昭和五十三年一月五日まで使用できますが、その翌日の一月六日からは石油ストーブはすべて耐震性のものを使用す

ることが義務づけられますので、石油ストーブを使用されているご家庭ではこの点にご留意ください。なお石油ストーブを購入されるときは、必ず耐震性のものを購入してください。他の市町村では、販売店によっては従来の耐震性でないストーブを在庫としてかかえているため、安売りをしているものも聞かれていますので、ただ単に値段が安いという耐震性でない今までの型式のものを買うことは危険につながります。なんとこれも事前の安全策が大切です。火災を起こしてからでは、あとの祭りです。十分にご注意ください。

## 危険物取扱者 受験準備講習会

県では来る十一月十三日(日)危険物取扱者試験(乙種全類、丙種)を実施しますので、この試験に備えるため講習会(乙種四類)を左記により開催します。

- ◇会場 蕪市水道町一丁目蕪市総合文化センター
- ◇日時 十月十七日、十八日の二日間
- ◇受付開始 午前八時

## 作業停電

大変ご迷惑をおかけしますが、作業のため左記のとおり停電させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

- 〇十月十四日 午後一時三十分から四時三十分まで(新川全域)
  - 〇十月二十一日 午前九時から十二時まで(千原町・朝日町・鱈新栄町・学校町・川崎・榎島・下山・中島・天竺堂の全域と、四番町の一部)
- (東北電力株式会社)

## 調理師試験

食品の調理技術等の向上のため、次のとおり調理師試験が実施されます。

- 〇試験日時 十二月一日(木)午後一時～三時三十分
  - 〇試験地 新潟市(会場未定)
  - 〇願書受付 十月八日～十四日までの間
- なお、詳細は役場衛生係へお問い合わせください。(電話三二二一番・内線二番)

## 家庭常備薬 指導会開催

ただ今、「薬と健康の週間」です。古い薬・使い方の判らない薬等はありませんか。そこで家庭常備薬の点検や指導を左記により行いますので、お宅の救急箱やクスリ箱をご持参ください。

- ◇とき 十月十九日(水) 午後一時～四時
- ◇ところ 西川町役場
- ◇主催 西蒲・蕪葉業組合 西蒲・蕪葉業組合 西蒲・蕪葉業組合
- ◇後援 養健所・市町村

## 講習会時間割

日	時間	受講対象	講習科目
17日	9:00～12:00	乙種	危険物に関する法令
	13:00～16:00	乙種	基礎物理及び基礎化学
18日	9:00～12:00	乙種	危険物の性質並びにその火災予防及び消防方法

— 10月の衛生行事 —

日(曜)	種 目	対 象	場 所	時 間	備 考
11日 (火)	犬の登録と 狂犬病予防接種	全町の飼い犬	柄 貝事務所	午前10:00~10:30	時間厳守 印鑑持参
			升 湯保育所	午前11:00~11:30	
			豊 郷協	午後12:00~12:30	
			西川町 役場	午後 1:30~ 3:00	
12日 (水)	胸部精密検診	前回受診されなかつた人	役 場	午前 9:30~11:00	
12日 (水)	糖尿病相談会	糖尿病検診受診者で 糖尿病型境界型の人	役 場	午後 1:30~ 4:00	受付 1:00~1:30 個人通知
14日 (木)	脳卒中再発 予 防 教 室	今までに脳卒中発作 (中氣)をおこした人	分 館	午前10:00~ 1:00	個人通知
20日 (木)	乳 児 産 婦 健 康 相 談	昭和52年8月生まれ	役 場	午前 9:30~11:00	母子手帳持参
	乳 児 検 診	昭和51年10月生まれ 昭和52年3月生まれ	役 場	升湯 1:30~ 1:50 鑑郷 1:50~ 2:10 曾根 2:10~ 2:30	母子手帳持参
21日 (金)	ポ リ オ (小児マヒ) ワクチン投与	①昭和51年7月1日 ~12月31日生 ②昭和52年1月1日 ~6月30日生 ③投与未了者	役 場	升湯 1:30~ 2:00 鑑郷 2:00~ 2:30 曾根 2:30~ 3:00	母子手帳持参
23日 (日)	保健委員研修会	各部落・町内の保健 委員全員	分 館	午前 9:00 ~午後 3:30	
24日 (月)	胃 部 検 診	全町希望者	役 場	受付 午前 8:30~10:00	申込みをしな かった人も受 診できます (料金無料)
25日 (火)	胃 部 検 診	〃	〃	〃	〃
26日 (水)	3 歳 児 検 診	昭和49年8月1日~ 昭和49年11月30日生	役 場	升湯 1:30~ 2:00 鑑郷 2:00~ 2:30 曾根 2:30~ 3:00	母子手帳持参
27日 (木)	定 期 外 検 診	①7月の総合検診未 受診者 ②年2回検診の必要 な人	升 湯 小学校 鑑 郷 小学校	午前 9:30~11:30 午後 1:00~ 3:00	胸部レントゲ ン撮影のみ
28日 (金)	定 期 外 検 診	〃	役 場	午前 9:30~11:30	〃

# 佐藤 裕子 名作

〈わたしの作品〉

升湯小学校4年  
佐藤 裕子さん

一評



字形もよく肉太で、  
のびのびと書けていま  
す。  
指導 志田市次先生

## — 心配ごと相談 —

と き 毎週月曜日午後1時から  
午後3時まで  
と ころ 老人いこいの家「西川荘」  
※ 心配ごとは、秘密・無料。  
お気軽においでください。

【10月の相談員】

24日 高井熊雄氏・赤川幸平氏  
31日 高井熊雄氏・棚橋四重氏

## — 今月の納税 —

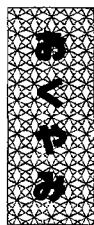
- 町 県 民 税 (第3期分)
- 国民健康保険税 (第3期分)
- 国 民 年 金 (第3期分)

☆ 納期限 10月31日

※納税には便利な口座振替制度を  
ご利用ください。

**おわびと訂正**  
広報九月二十五日号税のQ&A  
「なぜあがる固定資産税」のうち  
で、②の一般住宅用地の課税標準  
額が土地評価額の三分の一となっ  
ていましたが、二分の一の誤りで  
した。  
おわびして訂正いたします。

山本辰平 82% 本人 中村



石田 忍% 静雄  
樋浦 裕次% 宇一  
小林 友城% 勇  
山口 洋美% 敏春  
明前 優% 光寿  
氏名 生月日 保護者 部 番  
上 西 貝 新 学 部 番  
組 汰 上 柄 柴 校 町 番



町民のうごき